

見積に関する低入札調査価格制度の取扱い要領

1 目 的

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項及び、津山市契約規則第 9 条の規定に準じ、見積入札事業者が見積入札した価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、当該入札について調査し、落札か否かを決することにより、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的とする。

2 対 象

見積入札によって随意契約を締結しようとする場合における競争入札を対象とする。

3 低入札調査価格の設定

予定価格（税抜）の 80% を下回った見積入札価格（税抜）を、低入札調査価格とする。

4 入 札

低入札調査価格を下回った入札事業者がある場合は、下回った入札事業者名およびその入札価格を入札（開札）場所で公表し、低入札調査価格を下回っているので所要な調査する旨、落札決定を保留する旨および調査結果は契約監理室ホームページに掲載する旨を宣言し、入札（開札）を打ち切る。

5 調 査

低入札調査価格を下回った見積入札事業者のうち、最低の価格で入札した事業者から順に、提出された見積入札書により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否か、その事業者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるか否かを調査する。

調査の基本方針は後段に示すものとし、必要がある時は、以下の内容により、入札事業者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

（１）その見積入札価格で入札した理由書を提出させる。

（２）手持ち業務、手持ち資材、手持ち機械等の状況。

なお、必要な場合は、次項目について調査を行う。

（１）技術者、労務者の供給の見通し

（２）過去の業務委託実績、業務委託成績

（３）経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を含む）

（４）信用状況（業法違反の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払い遅延等）

(5) その他必要な事項

《基本方針》

入札価格の見積入札書の調査を行う場合は、見積入札書の以下の項目について順に十分調査し、満足する場合はその時点で調査を終了し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものと判断する。

また、調査に協力しない者についても「当該契約内容に適合した業務が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

調査項目

調査条件 仕様書等の内容を網羅していること。

調査条件 最低見積入札金額は、予定価格の 80% 以上であること。

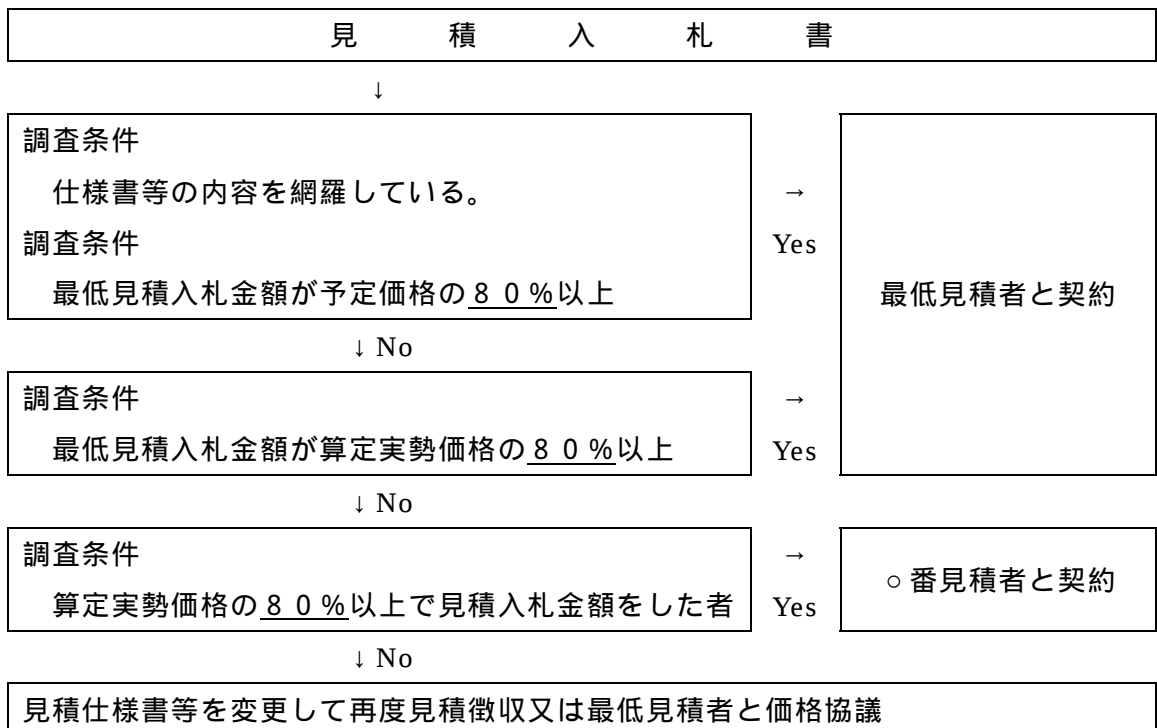
調査条件 最低見積入札金額は、算定実勢価格の 80% 以上であること。

調査条件 算定実勢価格の 80% 以上で見積入札金額をした者であること。

算定実勢価格とは、

調査条件 をクリアした見積書の平均見積金額（見積数が5社以上の場合は、最上値を除外）を算定実勢価格とする。

モデル図



6 契約審査委員会による審査

前記の調査条件 以降の調査を、契約審査委員会（契約監理室長、契約参事、検査参事、設計審査主査、設計・業務担当課長）で審査する。

(1) 最低の価格で見積入札した事業者を、落札事業者とする場合

最低の価格で入札した事業者に対して、落札した旨通知し、その旨を市（契約監理室）ホームページで公表する。なお、適正な積算による落札者となるべき入札事業者が複数いる場合は、くじ引きにより落札事業者を決定する。

(2) 最低の価格で見積入札した事業者を、落札事業者としない場合

最低の価格で入札した事業者を除いた他の入札事業者のうち、予定価格及び算定実勢価格の範囲内で、最低の価格で入札した事業者を落札事業者とする。また、次順位の入札事業者が、予定価格を上回っている場合は、最低の価格で見積した業者と価格交渉により随意契約とするか、設計を見直し後日同一の事業者で再度入札することができる。

7 指名委員会へ報告

低入札調査価格を下回る入札があった場合は、津山市建設工事等入札指名委員会に入札の保留、審査結果について報告するものとする。

8 施 行

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

改正 平成 22 年 12 月 1 日

平成 23 年 7 月 1 日